

三郷市特定教育・保育施設等の確認に係る指導及び監査の実施に関する要領

(令和2年2月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条及び第43条の規定に基づき、確認された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第14条第1項の規定に基づく指導並びに法第38条及び第50条の規定に基づいて実施する監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定教育をいう。
- (2) 施設型給付費等 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費をいう。
- (3) 運営基準 法第33条及び第45条に規定する特定教育・保育施設等の責務、「三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日付け府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準をいう。
- (4) 指導 法第14条第1項の規定により行う質問、立ち入り及び検査並びに各種指導等をいう。
- (5) 監査 施設型給付費等に係る特定教育・保育等の内容又は施設型給付費等の請求に関し、法第38条及び第50条の規定により行う質問、立ち入り及び検査をいう。

(指導の方針)

第3条 指導は、特定教育・保育等の質の確保及び施設等給付費等の請求等に関する事項

について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導の実施形態)

第4条 指導の実施形態は、次に掲げるものとする。ただし、広域利用が行われている特定教育・保育施設等の場合は、当該施設等に施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施することができる。

(1) 集団指導 市長が特定教育・保育施設等に対して、運営基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導で、新規施設に対しては、概ね開設後1年以内に、既存施設に対しては、指導が必要と考えられる内容が生じた際に随時実施する。

(2) 実地指導 市長が個別の特定教育・保育施設等に対して、運営基準の遵守状況、集団指導の状況及び埼玉県が行う認可等に関する事務の状況を勘案して行う指導で、全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施することとし、その他特に市長が実地による指導を要すると認める場合には、随時実施する。

(指導の計画)

第5条 市長は、毎年度当初に、次に掲げる事項を定めた指導の実施に係る計画を策定するものとする。

- (1) 当該年度の指導の方針
- (2) 指導の方法
- (3) 指導の対象施設
- (4) 指導の重点事項

(指導の方法)

第6条 指導は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する方法において実施する。この場合において、実地指導は、必要に応じて他の法令等に基づく指導等と同時に行うことができる。

(1) 集団指導 市長は、集団指導を行うことを決定したときは、特定教育・保育施設等の確認に係る集団指導の実施について（通知）（様式第1号）により、あらかじめ該当する特定教育・保育施設等に通知し、運営基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、やむを得ない事情により、集団指導を欠席した特定教育・保育施設等には、必要な情報提供に努めるほか、直近の機会に改めて集団指導を実施する。

(2) 実地指導 市長は、実地指導を行うことを決定したときは、特定教育・保育施設等の確認に係る実地指導の実施について（通知）（様式第２号）により、あらかじめ該当する特定教育・保育施設等に通知し、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。この場合において、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、原則として特定教育・保育施設等の確認に係る実地指導の結果について（通知）（様式第３号）により指導内容を通知し、特定教育・保育施設等の設置者は、当該指導内容に対して改善した内容を特定教育・保育施設等の確認に係る実施指導指摘事項に関する改善報告について（様式第４号）により提出するものとする。

（監査への変更）

第７条 市長は、実地指導を実施した際に、次に掲げる状況を確認したときは、直ちに次条以下に定めるところにより、監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（監査の方針）

第８条 監査は、特定教育・保育施設等について、法第３９条、第４０条、第５１条及び第５２条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに前条の規定に基づき監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

（監査の対象）

第９条 監査は、次に掲げる情報のうち、違反疑義等の確認について特に必要があると認められる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性があるものに限る。）

イ 施設等給付費等の請求データ等の分析から特異な傾向を示す特定教育・保育施設等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報（法第１４条第１項の規定に基づき行った実地指導において確認した違反疑義等に関するもの）

(3) 死亡事故等の重大事故の発生又は小学校就学前子どもの生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法)

第10条 市長は、監査の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、監査の根拠となる法令の条項、目的、日時、場所、担当者、必要な書類等を当該特定教育・保育施設等に、特定教育・保育施設等の確認に係る監査の実施について（通知）（様式第5号）により通知するものとする。ただし、前条第3号又は第4号に掲げる情報により監査を実施する場合等緊急を要する場合は、この限りでない。

2 市長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条又は第50条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、関係者の出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

(監査後の措置)

第11条 市長は、監査の結果、法第39条第1項又は第51条第1項の規定による勧告に至らない軽微な改善を要すると認める事項については、当該特定教育・保育施設等に対し、特定教育・保育施設等の確認に係る監査の結果について（通知）（様式第6号）により通知するとともに、期限を定めて特定教育・保育施設等の確認に係る監査指摘事項等に関する改善報告について（様式第7号）による報告を求めるものとする。

2 市長は、監査の結果、違反等が認められた場合は、次に掲げる法第39条、第40条、第51条又は第52条の規定による行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 市長は、特定教育・保育施設等に法第39条第1項又は第51条第1項に定める運営基準の違反等が認められた場合には、当該特定教育・保育施設等の設置者等（以下「当該設置者等」という。）に対し、勧告書（様式第8号）により速やかに基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

イ 当該設置者等は、勧告書が到達した日から60日以内に特定教育・保育施設等の確認に係る監査結果による勧告事項の改善報告について（様式第9号）により、勧告に係る措置を報告するものとする。

ウ 市長は、当該設置者等が勧告に従わなかったときには、その旨を公表すること

ができる。

(2) 命令

ア 市長は、当該設置者等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときには、当該設置者等に対し、命令書（様式第 10 号）により、速やかにその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

イ 市長は、勧告に係る措置を命令したときには、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の認可等を行った埼玉県知事に通知するものとする。

ウ 当該設置者等は、命令書が到達した日から 60 日以内に特定教育・保育施設等の確認に係る監査結果による命令事項の改善報告について（様式第 11 号）により、命じられた措置に係る報告をするものとする。

(3) 確認の取消し等

市長は、運営基準の違反等の内容が、法第 40 条第 1 項各号又は第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を確認の取消し等通知書（様式第 12 号）により取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。この場合において、確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該設置者等の名称等を埼玉県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（不正利得の徴収）

第 12 条 市長は、取消処分等を行った場合において、その基礎となった事実が法第 12 条第 2 項に規定する偽りその他の不正の行為により、施設型給付等を受けた場合に該当すると認めるときは、同項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し返還させるべき額を徴収するほか、原則として、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収する。

（聴聞）

第 13 条 市長は、監査の結果、命令又は確認の取消し処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとするときは、当該監査後、取消処分等の予定者に対して、三郷市行政手続条例（平成 10 年条例第 1 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（身分証の携帯）

第14条 監査を実地で行う場合において、担当する職員は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第60条第3項に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第15条 市長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認し、当該検証の結果については、今後の指導等に反映させるものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、指導及び監査に必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。